

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
新座市野火止六丁目八七番六地 先から同市野火止七丁目四〇六 番二地先まで		区 間
九・七三〇 一六・三五	九・七三〇 一六・三五	敷地の幅員 (メートル)
七三九・九七		延 長 (メートル)
区画整理事業による。		備 考